

令和 7 年

草加市議会第 1 回臨時会議案

草 加 市

草加市告示第 2 8 6 号



地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により令和 7 年草加市議会第 1 回臨時会を次のとおり招集し、同条第 7 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 8 日

草加市長 瀬 戸 百合子

1 期 日 令和 7 年 4 月 2 5 日

2 場 所 草 加 市 議 会 議 場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて〔草加市税条例の一部を改正する条例〕
- (2) 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕
- (3) 令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）
- (4) 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議 案 目 次

第 4 0 号議案	専決処分の承認を求めることについて〔草加市税条例の一部を改正する条例〕	1
第 4 1 号議案	専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕	1 3
第 4 2 号議案	令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）	別添
第 4 3 号議案	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	1 9

第 4 0 号議案

専決処分の承認を求めることについて〔草加市税条例の一部を改正する条例〕

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 2 5 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

草加市税条例の一部を改正する条例 別紙

専 決 処 分 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、その一部が令和7年4月1日から施行されることに伴い、草加市税条例の一部を改正する条例を制定する必要を認めた。

この条例は、議会の議決を経て制定すべきところであるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

草加市長 瀬戸 百合子

草加市税条例の一部を改正する条例

草加市税条例（昭和29年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第86条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第93条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第86条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第94条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第136条の2第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第13条の2第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第16項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改

める。

附則第 13 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項の次に次の 1 項を加える。

13 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 25 条中「第 31 項から第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の草加市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 86 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

草加市税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(市民税の申告) 第 3 6 条の 2 条文略 2 条文略 〽 〽 8 条文略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 2 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 3 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）<u>第 2 条第 1 5 項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出） 第 6 3 条の 2 条文略	(市民税の申告) 第 3 6 条の 2 条文略 2 条文略 〽 〽 8 条文略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 2 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 3 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）<u>第 2 条第 1 6 項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出） 第 6 3 条の 2 条文略

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 条文略

）

(4) 条文略

2 条文略

（種別割の税率）

第86条 条文略

(1) 条文略

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 条文略

）

(4) 条文略

2 条文略

（種別割の税率）

第86条 条文略

(1) 条文略

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワッ

4 0 0 円

エ 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

(種別割の減免)

第 9 3 条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) 条文略

(4) 条文略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6) 条文略

）

(8) 条文略

3 条文略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

トを超えるもの 年額 2, 4 0 0 円

オ 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

(種別割の減免)

第 9 3 条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) 条文略

(4) 条文略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第 8 6 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6) 条文略

）

(8) 条文略

3 条文略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第94条 条文略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 条文略

第94条 条文略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 条文略

）

(4) 条文略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 条文略

3 条文略

4 条文略

(特別土地保有税の減免)

第136条の2 条文略

2 条文略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 条文略

(3) 条文略

3 条文略

）

(4) 条文略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 条文略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 条文略

5 条文略

(特別土地保有税の減免)

第136条の2 条文略

2 条文略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 条文略

(3) 条文略

3 条文略

附 則

(法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 1 3 条の 2 条文略

2 条文略

〃 〃

14 条文略

15 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

16 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

17 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

18 条文略

19 条文略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 1 3 条の 3 条文略

2 条文略

〃 〃

12 条文略

附 則

(法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 1 3 条の 2 条文略

2 条文略

〃 〃

14 条文略

15 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

16 法附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

17 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

18 条文略

19 条文略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 1 3 条の 3 条文略

2 条文略

〃 〃

12 条文略

13 市長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項

13 条文略

(読替規定)

第25条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第137条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

14 条文略

(読替規定)

第25条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第137条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第 4 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例〕

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 2 5 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 別紙

専 決 処 分 理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第１１９号）が令和７年３月３１日に公布され、その一部が令和７年４月１日から施行されることに伴い、草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する必要を認めた。

この条例は、議会の議決を経て制定すべきところであるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和７年３月３１日

草加市長 瀬 戸 百合子

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草加市国民健康保険税条例（昭和３４年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項第２号中「２９５，０００円」を「３０５，０００円」に改め、同項第３号中「５４５，０００円」を「５６０，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ 改正後の草加市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(国民健康保険税の減額) 第 2 1 条 条文略 (1) 条文略 (2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 0, 0 0 0 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 0, 0 0 0 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 0, 0 0 0 円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 9 5, 0 0 0 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 条文略 イ 条文略 ウ 条文略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 0, 0 0 0 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属	(国民健康保険税の減額) 第 2 1 条 条文略 (1) 条文略 (2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 0, 0 0 0 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 0, 0 0 0 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 0, 0 0 0 円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>3 0 5, 0 0 0 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 条文略 イ 条文略 ウ 条文略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 0, 0 0 0 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属

者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 条文略

イ 条文略

ウ 条文略

2 条文略

3 条文略

者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 条文略

イ 条文略

ウ 条文略

2 条文略

3 条文略

第 4 3 号議案

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

秋田容孝を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）
第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 東京都 [REDACTED]

氏 名 あき た ひろ たか
秋 田 容 孝

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和 7 年 4 月 2 5 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

飯野光政固定資産評価員から令和 7 年 4 月 7 日付けで辞任の申出があったので、新たに資産税課長の職にある秋田容孝を固定資産評価員に選任したく、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	東京都	
氏 名	秋 田 容 孝	
生年月日	昭和	年 月 日 (歳)
学 歴	平成 1 2 年 3 月	中央大学理工学部卒業
職 歴 等	平成 1 4 年 4 月	草加市採用
	平成 2 6 年 4 月	市民生活部くらし安全課防犯対策係長
	平成 2 8 年 4 月	総務部納税課債権管理係長
	平成 3 0 年 4 月	総務部納税課特別滞納整理係長
	平成 3 1 年 4 月	総務部納税課主幹（兼）特別滞納整理係長
	令和 2 年 4 月	総務部納税課課長補佐
	令和 5 年 4 月	総務部資産税課課長補佐（兼）用途地区調査対策室長 （兼）納税課主幹
	令和 6 年 4 月	総務部資産税課課長補佐（兼）用途地区調査対策室長 （兼）納税課主幹（兼）保険年金課主幹
	令和 7 年 4 月	総務部資産税課長、現在に至る。